

ところまだ通信連絡その他が非常に不完全でございまして、私どもも詳細な状況をはつきりと把握する状態には、残念ながら立ち至っておりません。しかし、入つて来る情報を総合いたしますと、相当被害の範囲は大きく、また深刻なようでありまして、そこではさほど大野国務大臣一行が、今回福岡に西日本の水害対策本部が設置せられますので、これの連絡のために私どもの方の板野郵務局長を初めとして、二、三人の関係官がそちらへ参つた次第であります。従つてごく最近のうちにほんとうのしつかりとした状況がつかめるのではないかと期待しております。

ただ現在までに入りまして情報を総合いたしました、大体皆さん方新聞紙上等で御承知の通りでありまして、熊本を中心とする部面、あるいは久留米市内、日田市内、門司市内、小倉市内というふうなところ、矢部川、筑後川、遠賀川といったような流域を中心として、非常に大きな氾濫が起つております。大体その区域内にある局舎は、大小とりまけて二百局くらいあるわけでありまして、その個々の局舎の状況については、残念ながら今日までまだつまびらかになっておりません。熊本郵政局自身につきましても、床上の浸水が五尺もあるというふうな情報が入っております。

大体の郵便物の状況につきましても、交通機関が一時に杜絶した関係上、各地に積滞を生じたのであります。幸い昨日から山陽線も全通いたしましたので、中間駅にありまして郵便物の積滞をどん／＼下関方面に向つて、現在配送を続けております。けさ

ほど下関には郵袋にして大体二千四百箇ばかりのものがたまつていようでありまして、しかし下関はもういふものの保管場所が非常にゆつくりありますので、かつまた九州方面における各交通網が刻々と開通されておりますので、この積滞はそう心配することはないのではないかと思つております。そしてここへ来たものは現在のところ日豊線——門司からずつと大分を通じて鹿児島へ行く線でございますが、これが生きておりますので、大体熊本、宮崎、鹿児島方面へ行く郵便物は全部これを使得しております。ただこういうものを使得しております、おのずから処理量に限界がありまして、一般的な小包というものの処理だけは、しばらく引受を停止しております。何にしても郵政省としては第一種、第二種の通信連絡というものを確保することが先決問題でありまして、多数の従業員がみずから罹災しながら、かつこの方面における配達をやつて行くということに、今後非常に困難が予想せられるのであります。何としてもこの一種、二種の配達ということに全力を注いで行きたい、かように考えておる次第であります。

なお郵政省自身の従業員の罹災者につきましても、これもあわせて行ななければ、とうてい業務の円滑な運行はできないわけでありまして、この面については、法規に定められているあらゆる施策を迅速にやらすというところのほか、できるだけ従業員自身の復興に役立つような物資その他も調達いたしまして、現地にこれもまた関係官を逐次派遣しておるといふのがたまたまの現状でございます。

○田中委員長 それではただいま御報告になりました北九州の水害の状況について御質疑があれば……

○吉田(賢)委員 保険局長に、これはちよつと幼稚な質問ですが承りたい。被害加入者の対策の分につきましても、郵便局の窓口で急速に貸付を執行されることはまことにけっこうなんだが、大体これはどのくらいの割合にしておいてなし得るのですか。割合というのは払込み金額との割合ですが、それと総計はどのくらいになりましようか。その辺の数字を聞かしてもらいたいと思ひます。

○白根政府委員 非常貸付の際におきましては、保険料をかけた金額はわかります。加入後何年たつたという年限もわかります。それから保険金額もわかります。従ひまして、その際にもどこで解約したら還付金が幾ら出るかという額を限度にいたしているのをごさいます。従ひまして十年満期の場合と、それから十五年満期の場合と、また加入後一年の場合、二年の場合、三年の場合というのでいろいろ違ひの程度はどうというかは、保険の種類によつて違ひわけでありまして、また総額の面につきましても、罹災者のお気持ちによりまして、非常貸付を御希望する人の数によつてまた違ひわけがございまして、御質問のどのくらいの金額になるかということは、実は私の方からは推定もちよつとむずかしい状況であります。

○吉田(賢)委員 それでは既払い保険料に対して、最高ののくらの貸せののですか。

○白根政府委員 保険契約では、最高

の保険金額といたしましては御承知のように法律で八万円になつておりますので、それで割合というのの契約によつていろいろ違ひのございします。ただこういう非常災害のときとか、伝染病で人がおなくなりになつたときには、還付金の倍額支払いということも考えられます。従ひまして最高といふのはちよつと申し上げかねます。

○吉田(賢)委員 そうしますと、たとえば証憑物件、通帳とかそういうものを紛失した人が多数にあるだろうと思ひます。あるいはそういうものが一時見つからぬこともあるだろうと思ひます。そういう非常措置は適當にとるようになるのですか。

○白根政府委員 建前といたしましては、何かの証憑物件がなければならぬということになつておりますけれども、しかしながら実際面といたしましては、その地域の人に対しては保険契約を募集に参つたり、集金に参つたりしておるわけでございますので、建前から行けば証明力がなければと言われましても、実際問題としては加入者の方々の証憑力はほとんどない場合でも、ある程度人柄その他を見まして非常払いをやつておるのが実情でございます。

○吉田(賢)委員 その際やはり一定の方針をお示しになつておかぬと、末端は非常に混乱するだろうと思ひます。たとえば通い失つた、あるいは原簿も見つからぬというふうな場合でも、何らかの証明があれば、人間の証明とか証明書があれば、この人はどういふ種類のどれだけの保険を何ほどか付けたものを所持しておるか、こいつたようなのものは証明があればなお貸し付け

てよいというふうな、一つの方針とか基準とかをお示しになつておるか、またそれは適當に、臨機措置なら臨機措置らしく、方針を示しておかねばなるまいと思ひます。そういうことについての用意はしておられるかどうか。

○白根政府委員 実はこの種の災害には毎々あるわけございまして、その際におきまして非常貸付をした際に、初めはおつしやるように相当混乱があつたわけでありまして、しかしながら日本のような災害の多い国で、だん／＼当路者もなれて参りまして、従ひまして一定の標準ができていられるわけでありまして、証明力があるときは非常払いをするように、こゝ書いてございします。その証明力というのは物的証明力ではなくても、實際募集者なり集金人が信頼性があれば、慣行としてやつていふような建前になつておるわけなんです。

○吉田(賢)委員 そうしますと、その募集人なりあるいは従事しておる公務員の方なり、あるいは相手方なり、そういう方面において大体信用し得るという程度の何らかが示されれば、それに対して貸付をする、こゝういふことが従来から慣行になつておる、あるいは災害の多い国だからなれておるといふものの、このたびの九州は空前の災害と思ひますから、今までの災害に比べて一層証明力が不足する場合が多々あるだろうと思ひます。そういう場合に相當な日時を空費するということになつては、また臨機措置に過ぎませんので、そういうものについては従来の慣例があれば、慣例をさらに一層活用し得るような方針が示されてしかるべき

だとわれ／＼は考えるのですが、それについてはいかがですか。

○白根政府委員 震災の際におきましても、静岡の大火のときにおきましても、おつしやるような事態が出たわけでもございませう。初めのうちは証明力というものを相当強く言っておつたわけでもございませうが、慣行上、それによつて加入者の方が別に虚偽のこともおつしやつておられない模様がわかつて参りまして、従いましとおつしやるような気持でやるようにおつしやることは、従来の例もそうなるのでございませう。だからおつしやる通りにやるようになつておるのでございませう。

○吉田(賢)委員 なつておりますが、この際保険局として、郵政省として、何らかの通達とかあるいは命令とか、何かをなさつておるのであるか、しないでもないのですか。

○白根政府委員 それで実は業務課の人間を現地に派遣いたしましたので、特殊の非常災害でもございませうので、その面を含んで、今先生がおつしやいました気持でやるように指導するようにという事で、人を派することになつております。

○吉田(賢)委員 もう一点、災害を受けた地方公共団体への応急的融資の問題ですが、これは大蔵省なり自治庁なりと具体的に折衝中のようなお話を今承りました。これについてはやはり急ぐべき問題であると同時に、また災害対策の本部もできておることであるから、それらとにらみ合せて具体化するかも想像するのでありますけれども、どれほどのものが動くか、あるいは何かの基準でも浮び上つたものがあるのか、あるいは、あるいは今のところはまだ五里霧中であるのか、その辺はどうなんですか。

○白根政府委員 応急的融資の限度をどこへ置くかという問題につきましても、現地の事情も聞かなければならぬし、またこちらの中央でも研究といつてはおかしいのですが、大体今お互いに話し合ひ中でありませう。短期融資につきましても、短期でございませうので、そのあとで補助金その他の見合ひの關係もございませうし、さればといつてコンクリートにならなければ短期融資がでないというのはいかがかと思ひます。従つてさしむき現地に責任課長三者とも出しまして、それから本省は三者で話し合ひをいたしまして、できるだけ早くわくを決定したいといふ段階でございませう。残念でございませうが、今何億になるかといふことの段階でないことを遺憾に存じておる次第であります。

○吉田(賢)委員 郵務局長にお伺ひしたいと思ひます。郵便物ではなくて、一般の小包の扱いを打切る、こういう御説明がありました。これはどの区域もしくは時間的な期間、それらはどうなるか、その辺につきましても伺ひたい。

○松井政府委員 私どもが小包の引受を停止いたしましたのは、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の三県を分をやつたわけでありませう。大分県の一部は水害の地区になつておるようでありませうが、まだ情報がはつきりいたしません。どうもこれも小包の輸送の關係が、主としてそういう集中局分配をやつておられますので、あまりこまかくわけ得られない、一応こういう形で停止

してあります。しかしもちろんこれは現地の情報がわかり次第、一日も早く解除したいと思つております。まだたまたまのところ、いつからこれを解除できるかという見通しはちよつとつきかねる状況であります。

○吉田(賢)委員 停止はいつ始めましたか。

○松井政府委員 昨日からそれをする

ことにいたしましたのであります。

○吉田(賢)委員 やはり小包はかくのごとき重大な災害のときには、鉄道郵便その他一切の輸送力をあげて協力するという態勢にならなければいかぬと思ひます。災害を受けた人々には、おそろく食糧などは相当困難を來してゐるだらうと思ひます。それでこまかいところへ末端にまで神経のごとくに通つて、物資を補給してあげるといふ道は、郵政省におきましてもこの際重大な責任があると思ひます。なるほどそれは災害を受けた従業員が努力をなさる両方の仕事になるので、えらいだらうけれども、これは国民一般同じこと

で、その他民間の者も同様でありますので、すみやかにこれは解除する。そして非常事態ならば非常事態らしく、郵政省の小包輸送の事業は一層活発に、有機的に機能を發揮されなければならぬ。平常時だけ法律をやかましく言つて、非常時になつたらストツプしてしまふ、そういうことでは郵政のほんとうの小包を扱うべき態勢ではないと思ひます。ですからどんな困難があつてもこの確を期して、一日もすみやかにこれは解除するという方針に出してほしいと思ひます。

○松井政府委員 お言葉の通り、私ども非常災害のときにも全力をあげて、使命を完遂したいと考えております。ですが、何さま現実の輸送力、配達力、そういうものが非常に制約されてゐる。そういう場合に一体郵政省として第一義的に取扱わなければならぬのは何であるかといふことは、おのずからそこに順序もあるかと思ひます。十のものが十出せない場合に、一応何を優先するかといふことを考えますと、何と申しましても安否通信を中心とした通信におのずから重点が置かれると思ひます。これはほかの機關では大体できない性質を持つてゐるのであります。小包ももちろん大事であります。これは鉄道その他の交通機關をもつていただく部面もあつたので、とりあえず、救急時においては、まず第一に一種、二種の通信の方から先に打開して行きたい。もちろんこれは見通しがつきますれば、おつしやる通り一日も早く小包の輸送を開始したいと考えておる次第であります。

○吉田(賢)委員 これはたいへん根本に触れた問題でありまして、安否を知るとか知らないとかいふことは、たとえばお見舞の手紙とか、あるいはこうだあだといふようなことはむしろ付随的な問題であります。だから安否の問題よりも、私は生活に必要な最低限の物資を受取るということが、災害者のためには一番大きな問題だらうと思ひます。そこで郵政事務當局において安否中心主義にこれを優先せしむる、物資は第二義に置く、そういう判断を下すといふことは、私は本来の立場じやないと思ひます。これはやはり災害に臨み、郵政事業は何を優先すべきかといふことを、省議において協議しなければいかぬと思ひます。私ども

はやはり物の方が大事だと思ひます。一般の参考資料あるいは電信電話等の、この非常の事態に対応する通信機能の發揮を要することはもちろんでございませうけれども、今の安否の問題とか、生活の必要な物資の問題とかいふことであれば、常識から考えても後者が優先すべきだといふことは当然だと思ひます。でありますので、はたして今のお説のごとくであれば、これは郵政省の省議においてよく御検討になつて、急速にいずれを中心とすべきやという方針について、新たに御協議あつてしかるべきと思ひますが、いかがですか。

○松井政府委員 ただいま吉田さんのお話のごとく、非常災害においては、いずれを先にするかといふことは第一に考えなければならぬ問題でありますけれども、郵便事業の本来起りましたときからの考え方としては、今松井局長から申し上げたことではあります。けれどもただいまのお説のごとく、非常災害の場合にはどうするが。ただ現在の場合としては鉄道の荷物、郵便小包を現地に発送して、この災害によつて非常な御迷惑を受けておる方がたくさんございませう。その上さらに今度小包を現地に送ることによつて、またかえつて混乱を來すおそれがあるので、一時の便法としてこの措置をとつたのでありますから、その点はあなたのお説も十分われ／＼考えておる次第であります。

○吉田(賢)委員 もう一点だけ伺つておきたい。郵便物が相当積滞したらしいのですが、この積滞はどういう状況でありますか。先ほど処理についての御説明はやや伺つたのであります

はやはり物の方が大事だと思ひます。一般の参考資料あるいは電信電話等の、この非常の事態に対応する通信機能の發揮を要することはもちろんでございませうけれども、今の安否の問題とか、生活の必要な物資の問題とかいふことであれば、常識から考えても後者が優先すべきだといふことは当然だと思ひます。でありますので、はたして今のお説のごとくであれば、これは郵政省の省議においてよく御検討になつて、急速にいずれを中心とすべきやという方針について、新たに御協議あつてしかるべきと思ひますが、いかがですか。

けれども、これについて一応承つておきます。

○飯塚政府委員 私どもは実は小包に關する疏通の制限というふうなものは、なるべくやりたくないものであります。万全の措置をとつて、何か災害があればすぐにそういう制限措置をとれば、積滞の事態も防げ得ると思うのであります。大体その辺の情勢については最後まで見送つておつたのであります。きのうに至りまして、どうして下関の積滞ということが予想されて参りましたので、やむを得ず先ほど申しましたような小包制限をとつたのであります。これは突発的な災害でありまして、それまでに各地から送られて来ておりましたものが、中間の汽車の休止とか、また不通とかいつた事態のために起きたのであります。そういう現象のために起きておりますが、もちろん小包の方は昨日から一応停止しております。この積滞は今後そう見える見通しはないだろうと思つております。

○吉田(賢)委員 この席上ではどうかと思ひますが、電信電話の災害状況について、おわかりの範圍でお聞かせいただければたいへんけっこうだと思ひます。

○飯塚政府委員 直接担当官が見えておりませんので、その報告を受けた範圍で申しますが、非常に大きな災害でありますために、どれだけ不通になつておるか、どれだけ使い得るかというところさえ、まだはつきりわかつておりませんけれども、現在は小郡から福岡に対して、また福岡から熊本、あるいは鹿兒島に対して、超短波の無電の利用が現在一番有効に使われておるよ

うな報告でございます。その他は福岡から熊本に参りましたが、熊本の無電局から市内の電信電話に対する連絡は、まだたくさん浸水しておるものでありますから、これがはつきり判明しておりません。大体熊本が一番被害が多いようで、七千の電話のうち四千くらいが被害を受けている状態であります。

○田中委員長 この点について御質疑はございませんか。なければ次に移ります。

○田中委員長 次に郵便物運送委託法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑は通告順によりこれを許します。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 質疑に入ります。前に、少し資料を提出していただきまして、私が研究いたして次の機会に質問させていたかと思ひます。

現在隨意契約の相手方になつております日本郵便運送株式会社との關係を明瞭にしておきたいと思ひますので、この契約の日あるいは契約が何回もかわつてゐるならば、その更新しました都度の契約実行の状況、それから日本郵便運送の内容、会社の財産目録、最近の貸借対照表、損益計算書、郵政省から受取つておるところの金額の状況、要するにこの契約の相手方になつておる唯一のものらしいのだが、これについて知り得る一切の資料をひとつ出していただきまして、これを郵政省との關係についてよく検討してみたいので、本件について質問したいと思ひますので、資料の提出方をおはからい願ひたいと思ひます。

○田中委員長 ただいま吉田委員より

御要求のありました資料を提出していただきたいと思います。次回の委員会までに提出していただくことができますか。

○飯塚政府委員 はい。

○吉田(賢)委員 なるべく早く、委員会のその日の朝というのでは、われわれそれを調査する期間がなくなりまして、前もつてひとつおの／＼の手に配付されるように願ひたいと思ひます。

○片島委員 大体吉田委員の要求でいいと思ひますが、さらに日本運送のみならず、そのほかにもこれを請負つておるところが若干あるやに聞いておりますし、さらにまた日本運送株式会社

が最初発足しました当初は、郵便の輸送のみをやつておつたかのごとく記憶しております。それがだん／＼と取集めやら配達などにまで拡張しておるうちに、この改正案で見受けるのであります。こういう変遷、どうしてそういうふうになつて来たのか、この問題は特に全国の郵便物の輸送、一部の取集め、配達、こういったものを一括して隨意契約ということになると、独占的にあの日本運送にやらせるといふ、まことに重大な問題であります。そういう点についてはもう少し親切な資料をいただいて、私は非常に疑問の点がたくさんありますけれども、さらにそういうものを研究した上で、次の委員会から質問をいたしたいと思ひます。

○田中委員長 ほかに資料の要求がなければ、これらの資料の提出を待つて本案に対する質疑に入りたいと思ひます。

本日はこの程度で散会いたします。
午後二時五十三分散会